

## 足利市個人情報保護法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

### (実施機関)

第3条 この条例において「実施機関」とは、法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関であつて、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

### (不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、足利市情報公開条例（平成11年足利市条例第3号）第8条第8号に掲げる情報とする。

### (開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### (開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間

内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(審査請求)

第8条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、実施機関に対し、審査請求をすることができる。

(審査請求があった場合の手続)

第9条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、足利市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、審査会から当該諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第10条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査会の調査権限)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報

の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第12条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第11条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第12条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第15条 審査会は、第11条第3項若しくは第4項又は第13条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を

害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第16条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報保護審議会)

第18条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、足利市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職を行うものとする。
- 7 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員として適していない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(足利市個人情報保護条例の廃止)

第2条 足利市個人情報保護条例(平成14年足利市条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の足利市個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行の日(以下「附則第2条施行日」という。)後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は附則第2条施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2条施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 附則第2条施行日前に旧条例第19条、第24条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示及び訂正等並びに旧条例第29条第4号に規定する保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 旧実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、附則第2条施行日前にされた旧実施機関の処分又は附則第2条施行日前にされた申請に係る旧実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2条施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は附則第2条施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2条施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を附則第2条施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用す

る。

(罰則に関する経過措置)

第4条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。